

平成 26 年 5 月 8 日

教員、大学院生各位

研究活動不正防止推進本部統括管理責任者  
研究・国際展開担当理事 森田 育男

「研究活動不正防止に関する注意喚起について」

本学では、配布されている「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」で、研究活動における不正防止に努めてきましたが、今回生じた本学の教員の研究不正疑惑における対応・措置を公表するとともに、再度、研究者に注意喚起を促すこととしました。

今回、疑義に当たるとされたものは、画像の切り貼りに関するもので、異なった実験で得られたデータを、あたかも同一の実験で得られたデータのように加工したもの（真正でないものに加工することは『改ざん』に当たります。）ではないかという疑義内容であり、電気泳動のゲルに切り貼りされた痕跡があるというものでした。確かに、図において、切り貼りは認められたものの、**実験ノートにおいて同一の実験で得られたことが証明されたことにより、大学として、研究不正ではないという結論に至りました。**

このような疑義を生じさせないためには、同じ電気泳動ゲル上の離れたレーンを切り貼りする際に、レーンの中に境界線を描く、離して貼り付ける、図の説明(Figure legend)でその事実を記述するなど、注意する必要があります。また、Photoshop 上で、写真の画像の一部のみ明るさやコントラストを変更するなどして真正でないものにする 것도データの改ざんにあたるので、注意して下さい。

研究者は常に、社会に対し説明責任を果たす必要があることから、利益相反に対する意識の向上が不可欠です。利益相反は、あること事態が問題なのではなく、それにより研究の倫理性および科学性に影響が与えられないことが大切です。本学では、研究者を保護するために、利益相反に係る申請書の提出を義務づけ大学で管理することにより、研究の倫理性および科学性について担保する体制を構築しています。

研究活動を行っていくためには、その研究が公的資金や外部資金を活用し遂行されることから、得られた研究成果も研究者個人のものではなく、正しく社会に還元するものとして扱われるべきことをご理解いただき、さらにすばらしい研究を遂行してください。

なお、6月に大学院生全員を対象とした研究不正に関する説明会を開催致しますので、全大学院生の出席をお願いいたします。

本件問合わせ先  
研究・産学連携機構事務部  
荒川・齋藤（5871）